

運輸安全マネジメントへの取り組み

「安全・安心」を第一にお客様から信頼され愛される会社を目指し、社員一丸となって当マネジメントに取り組めます。



株式会社 **アリーナ**

安 全 方 針

株式会社アリーナは、輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努め、お客様と共にバス旅行の喜びと感動を共有し、もう一度乗りたいと信頼される会社になるため、次のとおり安全方針を定め周知する。

1. 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. 輸送安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。
4. 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施し、常に確認、失敗から学び PDCA サイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

2020年12月1日

株式会社 アリーナ

代表取締役

宮澤千津

重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規定に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
4. 輸送の安全に関する情報に連絡体制を確立し、情報を共有する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを適確に実施する。
6. 輸送の安全には従業員の高い健康な心と身体が必要であるため健康管理の徹底を図る。

2020年12月1日

株式会社 アリーナ

代表取締役 **宮澤千津**

輸 送 の 安 全 目 標

1.事故削減目標

	重大事故		交通事故	
	目 標	実 績	目 標	実 績
2019年12月～2020年11月	0 件	0 件	10 件	5 件
2020年12月～2021年11月	0 件	0 件	5 件	件

重大事故は自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう
交通事故は、重大事故を除くすべての事故をいう

目標達成に向けた具体的取組み

- 1.ARENA 事故ゼロ CUP「みんなでチャレンジ」による無事故の取組み
- 2.輸送の安全に関する投資額（予算）

（単位：円）

	主 な 項 目	2020年12月～2021年11月予算
教育等に関する事項	安全教育費（適性診断費用を含）	500,000
	事故 OCUP	500,000
	外部運転技術研修の受講	500,000
健康管理に関する事項	SAS 検査の実施	500,000
	脳ドック実施の検討	1,000,000

3.内部監査

安全を管理する規定の遵守状況は、内部監査を年1回以上実施し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

4.情報の連絡体制の確立

安全運行会議（社長・常務・取締役・安全統括管理者・各部門役席者）を毎月1回開催し、情報を共有します。

5.輸送の安全に関する安全教育の実施計画

「株式会社アリーナ 2021年度教育研修計画」による

2020年12月1日

株式会社 アリーナ
代表取締役

宮澤千津

株式会社アリーナ 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

と。

- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 統括運行管理者 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に

定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役又は運行部役席者のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認め

る場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存するものとする。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法については、安全統括管理者の命を受けた者が管理するものとする。

(安全統括管理者に係わる情報)

道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者

株式会社アリーナ 南澤 一明 (選任年月日：2018年7月18日)

(運行管理者に係わる情報)

道路運送法第23条第1項に規定する運行管理者

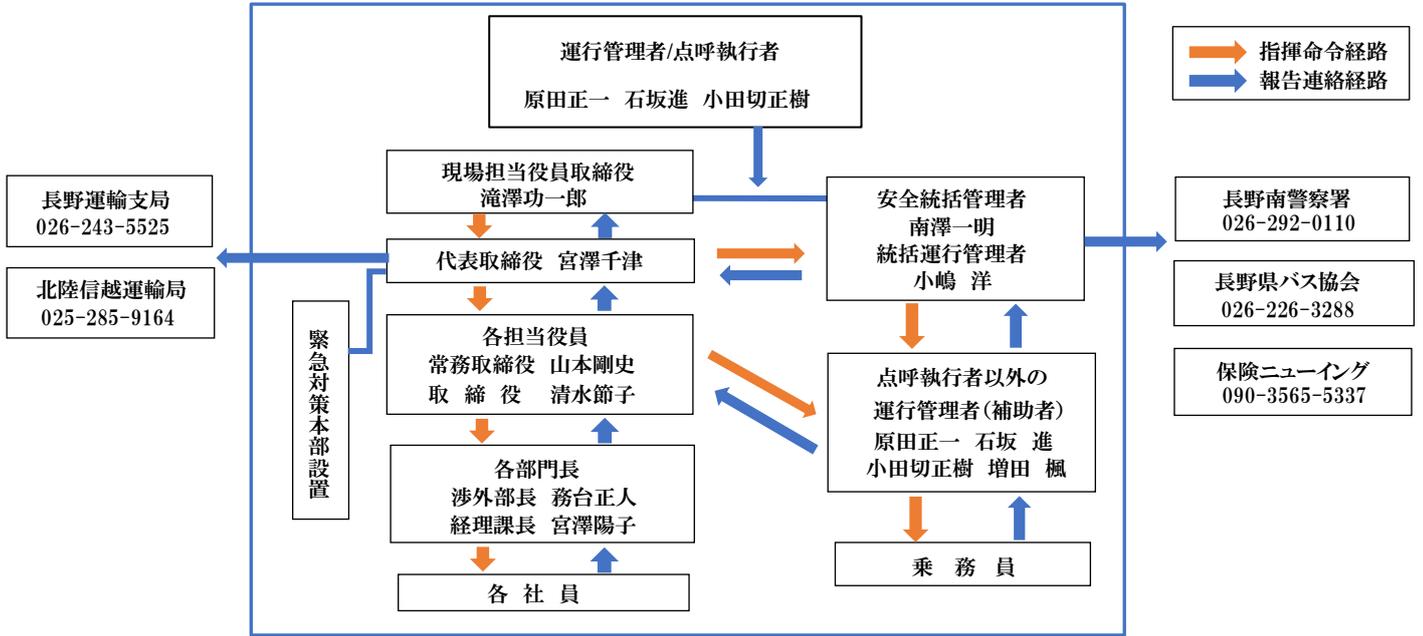
株式会社アリーナ 小嶋 洋/原田 正一/石坂 進/小田切 正樹

(整備管理者に係わる情報)

道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者

株式会社アリーナ 南澤 一明 小嶋 洋

株式会社アリーナ 安全管理体制図



輸送の安全に関する内部監査の結果及び改善措置

監査年月日：2020年11月5日 9:30 a.m ~ 12:30 p.m

監査チーム：監査リーダー 小田切 正樹 (運行管理部)
監査員 前島 聡 (営業企画部)
児島 潤一 (営業企画部)

被監査部門：代表取締役 宮澤 千津 監査担当：小田切監査リーダー
安全統括管理者 南澤 一明 監査担当：前島監査員
経理課長 宮澤 陽子 監査担当：児島監査員

1. 内部監査の目的

「コロナ禍での業務」における安全に対する取組み、今期の振り返りと来期への展望

2. インタビュー内容

(経営トップへのインタビュー)

- ・輸送の安全に関して、今期を振り返って評価できる点及び反省点をおきかせください。
- ・新型コロナウイルス流行に伴い、厳しい状況が続いています、当たり前が当たり前でなくなった状況下に、経営トップとしての考え方をお聞かせください。
- ・新型コロナウイルス流行に伴い、経営トップとして取り組んできた感染予防対策などをお聞かせください。
- ・新型コロナウイルス流行に伴い、感染予防対策に費やした費用等についてお聞かせください。
- ・前回の内部監査のご回答に伴い、社員の言葉遣い及び社員の接客対応について経営トップが気付いた際に直接伝えていき、管理職を中心にかわっていきたいと回答いただきましたが変化はありましたか。
- ・無事故日数が、8月22日に最高の119日を迎えました。この日数をどのように感じられますか。

- ・安全に関する投資計画・実施にあたって今期をふりかえってお聞かせください。
リフトバスも、新たに新車を導入されました。コロナ禍で厳しい状況かと思いますが、今後の車両及び無線機器、備品等への投資計画をお聞かせください。
- ・コロナ禍の中、設備投資には厳しい状況かと思いますが、お客様にとって必要なものの備品の整備についてお聞かせください。傘の購入については、何年もの課題ではありますが、いかがお考えですか。
- ・社員の健康診断についてお聞きします。今期の健康診断の取り組み、及び成果をお聞かせください。
- ・前回の内部監査のご回答に、『65歳を超えた乗務員の業務内容に関しまして、長距離乗務及び深夜乗務させないように考えていただきたい』とご回答いただきましたが現状はどうでしょうか。
- ・班長会議の開催について、経営トップとして参加しておられますか。
- ・経営トップと安全統括管理者との定期的な打ち合わせ会議等は、開催しておられますか。
- ・経営トップからの社員への情報伝達は、『伝わっている』と感じますか。
前回の内部監査の回答に『全員には伝わりきれていない』とご回答ありましたが、それに伴い、改善されたことはありますか。
- ・前回の内部監査の質問に、『企画会議の内容等が各部署の社員に報告されていますか』とあり、『部署長には指示しているが、確認はできていない』とありました。その後、確認されるようなことは行いましたか。
- ・会社としてのルール 朝清掃への参加・朝礼・提出物の提出期限等について、現状を見て、経営トップとしての考えをお聞かせください。
- ・ホームページのリニューアルが行われ、内容の更新及びツアー等の掲載が早くなっていると思いますが、お考えをお聞かせください。
- ・提案箱の現状の活用状況をお聞かせください。
社員からの提案・意見等積極的に求めていく必要があると考えますが、いかがですか。
- ・前回の内部監査でも質問いたしましたが、会社全体を見て「言いつばなし」「やりつばなし」と言うことが少し多いように思います。ご回答では、社風だと思おうとご回答いただきました。『改善していきたい』とご回答いただきましたが、改善されたかの有無、及び実施した内容をお聞かせください。
- ・今後も新型コロナウイルスにより、業務内容の減などが予想されますが、いま、この時期に役員に望むこと、社員に望むことをお聞かせください。
- ・社員研修に力を入れていますが、費用対効果はどのように分析されておりますか。
- ・自社の未来像ビジョン及び社員ビジョンをお聞かせください。

(安全統括管理者へのインタビュー)

- ・安全統括管理者として今年度の成果をお聞かせください。
 - ・今年度の反省点をお聞かせください。
 - ・今期の事故件数及び検証の状況をお聞かせください。
- 安全方針・重点施策・安全目標
- ・新しく取り組んだ事、取組みで工夫した事をお聞かせください。
 - ・コロナ過の影響により外部研修等、予定通りに行えなかった事もあると思いますが、年間計画の実施状況をお聞かせください。
 - ・研修を行い成果及び課題をお聞かせください。
 - ・班長会議及び乗務員会議の実施状況並びに実施にあたり、どの様に関与をしたか教えてください。
 - ・今期の運輸安全マネジメントの取組について、達成状況・反省事項をお聞かせください。
 - ・来期にむけて変更点や展望をお聞かせください。
- 教育及び研修に関して（重点施策 5）
- ・昨年度後半に 4 名の乗務員が入りました。その後の指導、研修の実施状況をお聞かせください。
 - ・来季にむけて、乗務員教育及び研修に関しての展望をお聞かせください。
- 輸送の安全目標に関して
- ・安全目標達成に向けた具体的取組として、事故ゼロ CUP を行いましたが、今期を振り返っての成果及び反省点をお聞かせください。
 - ・今期の事故件数は減少しました。要因となる指導等が御座いましたらお聞かせください。
 - ・来期にむけて、安全目標の見直しも含め、展望をお聞かせください。
- その他の質問事項
- ・整備担当者が配属になりましたが、整備状況等教えてください。
 - ・新型コロナウイルスの影響により休車届のバスが有りますが、点検や整備の状況をお聞かせください。
 - ・車両内の清掃に関して新型コロナウイルス後の取組みをお聞かせください。
 - ・新型コロナウイルスに関して清掃以外に取り組まれた事、お客様に安心して利用いただける為に行うべき事をお聞かせください。

(経理課長へのインタビュー)

- ・ 経理課の今期の目標及び目標達成項目及び達成率をお教えてください。
- ・ 経理課としての業務内容についてお聞かせください。
 - ① 経理業務全般は、「コンプライアンス遵守」が重要と考えますがどのような取り組みをされておりますか。
 - ② 現金の取り扱いについてお聞きします。集金等で現金を預かってきた場合に経理課としての現金の流れをお聞かせください。
 - ③ 現金等の保管状況をお聞かせください。
 - ④ 経理課としてのチェック機能についてお聞かせください。
現金等を取り扱う状況にあり経理課社員2人以上で二重チェックするなど経理課としての取り組みを教えてください。
 - ⑤ 経理状況等の外部機関を入れての監査などの取り組み状況を教えてください。
 - ⑥ 経理状況について経営トップとの定期的な報告はされていますか。
 - ⑦ 給与計算の流れについてお聞かせください。
 - (1) 給与支給までの流れをお聞かせください。
 - (2) 給与支給までの金額等のチェック機能についてお聞かせください。
- ・ 安全に関する投資について費用過多と感じる項目がありましたらお聞かせください。また、もう少し費用を費やした方が良いと思うことはありますか。
- ・ お客様が快適にバス利用及びご旅行をしていただくために備品等の設備投資も必要かと感じます。節約する中でもお客様の利便性を優先して備品等の設備投資が必要かと思いますが、いかがお考えですか。
- ・ 新型コロナウイルスの流行に伴い収益減少に伴い経費削減が重要視されていますが、今までに実施した取り組み、今後予定している計画などありましたらお聞かせください。
- ・ 会社として節約をして無駄をなくして効率よい会社運営が必要かと考えますが弊社としての今後改善していかなくてはいけないと思う無駄はありますか。
- ・ 経理課としてのやりがい、喜び、そして経理課の業務として重要にしていることをお聞かせください。

3.内部監査を実施しての講評・所見

- ・今期は、『コロナ禍』という未曾有の事態におかれ、その中でどのように取り組み、対策を講じたかを中心に監査を行った。その状況下で、知恵を絞り、臨機応変に対応できた事は評価できる。
- ・『輸送の安全』に対する取組みが、年々充実してきており、来期もさらに継続していただきたい。
- ・コロナ禍の特別勤務体制により、傍聴者が少なかったため、社員には監査結果を回覧する予定。

4.重点監査項目の所見

経営トップ 『コロナ禍』という状況下におかれた中で、試行錯誤しながらも、具体的に対策を講じ、実行した事は評価できる。来期以降も『with コロナ』に対し、更なる対策を継続願う。

安全統括管理者 バック事故の撲滅への更なる指導、若手職員への実技訓練の更なる充実を求めます。乗務員会議への全回出席、整備担当者への更なる指導及び、業務内容の引継ぎ。

経理課長 経理課全般の業務内容の確認ができた。又、『コロナ禍』の中で、あらゆる面で経費削減に努め、成果がみられた。今後も、経費削減も含め、健全な経理業務を継続願います。

5.その他

『ARENA 事故ゼロ CUP』を更に充実させ、事故数減少及びバック事故ゼロの完遂を願う。『with コロナ』を見据え、最大限の対策を講じ、この困難を乗り越えていっていただきたい。

『会社の将来』を見据え、『乗務員確保・各部署の次世代の育成』に取り組んでいただきたい。

6.前回監査の改善事項

- 前回の監査で発見された不具合に対する是正／改善事項は適切に実施されている。
(適切に措置されていない場合は、今回の監査で把握した不具合等として取り扱う。)

